

番号	分類	質問項目	質問	回答
1	通所型サービス タイプ2	事業所の目標設定について	タイプ2でのケアプランの目標等は省略されているが、ケアプランに具体的な目標を明記されないのか。	これまでタイプ2のサービスのみを利用される場合は、介護予防ケアマネジメントBが適用され、ケアプランの様式については「目標とする生活」や「課題に対する目標と具体策の提案」などの欄は、国のガイドラインに沿って省略可能としていました。 今回の事業見直しで、介護予防ケアマネジメントにおいて計画実施期間を最長6月とする場合、タイプ2の事業所のみを利用される場合においても介護予防ケアマネジメントAが適用され、Bで省略されていた項目も記載されます。 なお、今後も介護予防ケアマネジメントBが適用される場合については、これまでと同様の様式となります。
2	通所型サービス タイプ2	自費の受入について	利用定員15名で通所型サービス事業所タイプ2を運営する場合、15名の枠の中で自費のご利用者を受け入れることは可能であるか。	① 通所型サービスタイプ2の利用者と保険外サービスの利用者の合計数に対し、通所型サービスタイプ2事業所の人員基準を満たすように職員が配置されており、かつ、 ② 通所型サービスタイプ2の利用者と保険外サービスの利用者の合計数が、通所型サービスタイプ2事業所の利用定員を超えない場合には、通所型サービスタイプ2の利用者と保険外サービスの利用者が混在する状態で通所型サービスタイプ2と保険外サービスを提供することが可能です。 なお、その際には、通所型サービスタイプ2の利用者の処遇に影響のないよう留意してください。
3	通所型サービス タイプ2	通所型サービスタイプ2事業所の必要性について	事業対象者の方もタイプ1を利用できる現状で、タイプ2の事業所を介護保険を利用して継続する必要性はあるのか。	通所型サービスタイプ2の利用者として想定しているのは、通所介護と同等のサービスが必要とまではいえないものの、自立などに向けた一定の支援が必要な方等となります。このため、通所型サービスタイプ2の基準は従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービスタイプ1に比べ、サービス提供時間やサービスの内容などを緩和した基準とし、通所型サービスタイプ2の利用者に合った柔軟な運営ができるようになっています。 利用者の状態に応じて適切なサービスを選択できるよう、通所型サービスタイプ2を行う事業所も必要と考えています。
4	通所型・訪問型 サービス	サービス単価改正に伴う利用契約書・重要事項説明書の取扱いについて	令和元年10月1日のサービス単価改正に伴う利用契約書や重要事項説明書の変更について、市へ届け出ることが必要であるか。	市への届出は不要です。 なお、運営規程について変更が生じる場合は変更届の提出が必要となります。

番号	分類	質問項目	質問	回答
5	通所型サービス	通所型サービス:事業対象者のサービス利用回数を減らす(2回を1回)理由について	生活機能の低下がみられた人(事業対象者)で週2回のサービスを受けることにより介護予防効果があつた人が今後週1回に限られることは、効果が相当低下すると思われるが、減らす理由をお伺いしたい。(財源不足ではないと思われるが) 特にパワーリハビリによる効果は高いと聞いており、回数が週1回になることで、影響が出ると考える。	「事業対象者」の状態像は「要支援1」に相当する状態像等の者として取り扱うこととしたこと、また、事業対象者の支給限度額はこれまでも要支援1と同額に設定されていることから、事業対象者が通所型サービスタイプ1・2を利用される際のサービス単価は、利用回数に関わらず要支援1のサービス単価と同額として設定することとなりました。 事業対象者の方には、地域の通いの場や介護予防に資する活動へも参加を促すなど、地域の中で生きがいや役割を持って生活することができるよう、自立支援や生活の質の向上に向けた取組を進めます。
6	制度全般	事業対象者数の3年間の推移について	事業所において、利用される事業対象者数がほとんど増えない状態である。市全域でも増えていないのか。この3年間の事業対象者数の推移を市全域及びエリアごとで教えて頂きたい(もし増えていないのであれば、その理由を教えてください)	別紙1参照
7	通所型サービス タイプ3	通所型サービスタイプ3について	タイプ3の利用対象者の方がほとんどいない状態であるが、なぜか。 タイプ3を実施している実施している事業所が現在あるか。	通所型サービスタイプ3は、住民や事業所に対して取り組みへの働きかけ及び利用の働きかけを行いました、事業所数や利用実績は伸びませんでした。 現在のところ、通所型サービスタイプ3を実施している事業所はありません。
8	通所型サービス	市民に向けた広報について	事業対象者における通所型サービスの利用回数の給付制限について、市民に向けた広報はどのタイミングで行われるか。	事業の見直しについての市民に向けた広報は、岩国市ホームページにおいて令和元年8月中に概要を掲載する予定です。 また、令和元年10月1日からは、介護保険パンフレットにより広報を行う予定としています。
9	制度全般	事業対象者のサービス単価設定について	事業対象者において、利用の制限がなぜ訪問型サービスにはされず、通所型サービスのみ実施されることになったか。その背景があればお教え頂きたい。	「事業対象者」の状態像は「要支援1」に相当する状態像等の者として取り扱うこととなりました。 今回、通所型サービス内容の変更とともに、訪問型サービスにおいてもタイプ1における「週2回を超える程度」につきまして、これまで要支援2及び事業対象者を対象としておりましたが、このたびの見直しによって要支援2のみの対象に変更となりました。
10	通所型サービス	事業対象者 週2回利用の実績	現在、直近1ヶ月において事業対象者で週2回利用されている方が何名くらいおられ、週1回にすることで今後どの程度の給付が抑制されることが期待されるか。	令和元年6月給付実績において、通所型サービスタイプ1・2における週2回利用されている事業対象者は100名おられます。 給付については、通所型サービスだけでなく地域の通いの場にも参加されるなど、新たな介護予防活動による影響を考慮することも必要であり、影響額を算出することは困難です。

番号	分類	質問項目	質問	回答
11	通所型サービス	週2回利用が必要な利用者について	アセスメントにより週2回の利用をされている方が引き続き週2回程度必要と思われる場合（要支援2に相当する状態像等）、介護保険の申請をするようになるのか。ただ、その方が相談受付の段階で他のニーズがなく、通所型サービスのみを希望された場合は、やはり事業対象者になると思うが窓口ではどのような説明になるか。	被保険者の状態像に応じて、必要性がある場合には要介護（支援）認定を申請され、介護度に応じた適切な介護サービスを受けていただければと考えております。 単に利用したいサービスで振り分けるのではなく、生活する上において、どのような点に困っているのか具体的に聞き取りを行い、判断することになります。 更に生活状況についての聞き取りを行い、基本チェックリスト実施後は地域包括支援センターが訪問・面談を行い、本人の状況確認を行うとともに、介護予防ケアマネジメントのプロセスを本人と相談しながら進める中で、目標の達成に向けてどのタイプのサービスを利用するのが望ましいかを判断していくこととなる等、総合事業の目的・内容・メニュー・手続等について、十分に説明を行います。
12	通所型サービス	相談受付書について	事業対象者の方が週2回程度の利用を希望された場合、相談受付書の段階で「運動機能低下が顕著にあり、通所・訪問での医療系リハビリを必要としている」にチェックが入り介護保険の申請をし、通所リハビリへの誘導にならないか。 医療面での必要性を窓口でどの程度把握し判断されるか。自己申告のみとなるか。	相談受付書の様式については、令和元年10月1日から変更予定であり、単に利用したいサービスで振り分けるのではなく、生活する上において、どのような点に困っているのか具体的に聞き取りを行い判断することになります。 更に生活状況についての聞き取りを行い、明らかに要介護認定申請が必要である場合を除き、総合事業の目的・内容・メニュー・手続等について十分に説明を行います。 基本チェックリスト実施後は、地域包括支援センターが訪問・面談を行い、本人の状況確認を行うとともに、介護予防ケアマネジメントのプロセスを本人と相談しながら進める中で、目標の達成に向けてどのタイプのサービスを利用するのが望ましいかを判断していくこととなります。
13	通所型サービス	プランの有効期間について	事業対象者、要支援1のプランは最長6ヶ月とあるが、継続利用を希望された場合、チェックリストに基づき利用が必要となれば、継続利用は可能であるか。	ケアプランの実施期間の終了時には、目標の達成状況の評価をし、利用者と新たな目標の設定や利用するサービスの見直し等、今後の方針を決めていくこととなります。 新たな目標設定のために、多様なサービスの中から適したサービスを本人と共に選択していくこととなります。 ※別紙2参照
14	通所型サービス	新規、更新申請の有効期間について	令和元年10月1日以降、要支援1の有効期間は、どの位の期間になるか。	認定の有効期間は、これまでの取扱いと変更はありません。
15	通所型サービス	医療管理等について	通所型サービスタイプ1における医療管理等の必要性としてはどういったケースがあるか。	進行性疾患、がん治療中、在宅酸素、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者などが考えられます。
16	通所型サービス	非該当者について	最長6ヶ月とあるが、その後非該当になった場合の受け皿についてどの様にお考えか。	総合事業では、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指しています。 そのための活動として、家族や地域住民による支援、一般介護予防事業における通いの場、生涯学習施設での介護予防に資する各種活動、民間企業の利用等についてご本人と検討したいと考えています。